

定申出書の提出があつた場合その他必要と認めた場合において、再検定のための審理を開始するときは、本属長官等及び出納職員等に対し、当該事案の内容及び審理を開始する理由を明らかにした再検定開始通知書を送付する。

2 第八条から第十条までの規定は、第一項の規定により再検定のための審理を開始した事案につき再検定をする場合について準用する。

(口頭審理)

第十三条 会計検査院は、再検定のための審理をする場合において、第十一條第一項に規定する再検定申出書に口頭審理を請求する旨の記載があつたときその他必要と認めるときは、口頭審理を行うものとする。この場合において、口頭審理の公開の請求があつたときは、口頭審理を公開して行うものとする。

2 前項の口頭審理は、会計検査院が指名する職員が主宰する。

3 主宰者は、口頭審理を行うときは、日時及び場所を関係者に通知する。
(陳述等)

第十四条 出納職員等又はその代理人は、口頭審理に出席し、陳述を行い、証人を出席させ、並びに書類、計算書その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

(口頭審理の記録)

第十五条 主宰者は、口頭審理を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記録した口頭審理に關する記録を作成するものとする。

- 一 事件の名称
- 二 審理に出席した出納職員等、代理人及び証人の氏名
- 三 審理の日時及び場所
- 四 審理の公開の有無
- 五 審理の内容
- 六 その他必要と認める事項

第二節 予算執行職員又はその上司に対する検定の申出

第十六条 予算執行職員は、弁償を命ぜられたときは、次の各号に掲げる事項を記載した検定申出書に、証拠書類及び弁償を命ぜられた書面の写しを添えて、会計検査院に提出することがで

一 職名、氏名、住所及び生年月日
二 弁償の済否、弁償済みのものについてはその年月日
三 弁償の責めを免れるべき金額及び理由
(予責法による検定)
第十七条 会計検査院は、予責法第四条第一項(同法第八条第三項及び第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、予算執行職員又はその上司(以下この節において「予算執行職員等」という。)に弁償責任があると検定したときは、予算執行職員等の任命権者及び予算執行職員等に対し、弁償すべき額及びその理由を明らかにした有責任通知書を送付し、予算執行職員等に弁償責任がないと検定したときは、予算執行職員等の任命権者及び予算執行職員等に対し、その旨を通知する。
会計検査院は、前条第一項に規定する検定申出書の提出があった場合において、予責法第四条第一項ただし書に該当するときは、予算執行職員等に對し、検定しない旨を通知する。
第十八条 第八条及び第九条の規定は、第一項の規定により検定する場合について準用する。この場合において、第八条中「出納職員若しくは前条第一項の公庫の現金出納職員又は物品管理職員若しくは前条第一項の公庫の物品管理職員(以下この節において「出納職員等」という。)とあるのは「予算執行職員等」と、第九条中「出納職員等」とあるのは「予算執行職員等」と、「前条」とあるのは「第十七条第三項において準用する第八条」と、「次条(第十二条第三項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十七条第一項」と読み替えるものとする。
(再審の請求)

二 有責任通知書の日付及び発送番号

三 弁償の責めを免れるべき金額及び理由

四 口頭審理を請求するときはその旨

五 口頭審理に出席する代理人及び証人の氏
名、住所及び職業

六 各省各庁等の長が再審を請求するときは、
再審の請求に関する事務を担当する職員の所
属及び氏名

7 予算執行職員等が前項の書類を提出する場合
において、弁償を命ぜられているときは、当該
書面の写しを提出しなければならない。この場
合においては、弁償の済否及び弁償済みのもの
について、その年月日を前項の書類に記載しな
ければならない。

8 第一項第三号の弁償の責めを免れるべき理由
には、各省各庁等の長又は予算執行職員等にお
いて、責めを免れるべき根拠となる事實を具體
的に記載しなければならない。

9 第一項第五号の代理人の資格は書面で証明し
なければならない。

10 予算執行職員等は、第一項の書類に、口頭審
理の公開を請求する旨を記載することができます
る。

11 会計検査院は、第一項及び第四項の書類に形
式上の不備があると認めるときは、相当の期間
を定めて、その補正を求めることができる。
(予責法による再検定)

第十九条 会計検査院は、予責法第五条第一項の
規定による再検定のための審理を開始するととき
は、関係する各省各庁等の長及び予算執行職員等
に対し、当該事案の内容及び審理を開始する
理由を明らかにした再検定開始通知書を送付す
る。

2 会計検査院は、予責法第五条第一項の規定に
よる再審の請求があつた場合において、再検定の
ための審理を開始しないときは、各省各庁等の
の長又は予算執行職員等に対し、その旨及び理
由を通知する。

3 第八条、第九条、第十三条から第十五条まで
及び第十七条第一項の規定は、第一項の規定に
より再検定のための審理を開始した事案につき
再検定をする場合について準用する。この場合
において、第八条中「出納職員若しくは前条第
一項の公庫の現金出納職員又は物品管理職員若
しくは前条第一項の公庫の物品管理職員（以下
この節において「出納職員等」という。）」とある
のは「予算執行職員等」と、「検定する」と

あるのは「再検定する」と、第九条中「出納職員等」とあるのは「予算執行職員等」と、「前条」とあるのは「第十九条第三項において準用する第八条」と、「次条（第十二条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十九条第三項において準用する第十七条第一項」と、第十三条第二項中「第十二条第一項に規定する再検定申出書」とあるのは「第十八条第一項に規定する再検定する再検定請求書」と、第十四条中「出納職員等」とあるのは「予算執行職員等」と、第十五条第二号中「出納職員等」とあるのは「予算執行職員等」と、「第四条第一項」とあるのは「第五条第五項において準用する同法第四条第一項」と、「予算執行職員又はその上司（以下この節において「予算執行職員等」という。）」とあるのは「予算執行職員等」と、「検定した」とあるのは「再検定」とある、「予算執行職員等の任命権者」とあるのは「各省各庁等の長」と読み替えられるものとする。

第三章 雜則

（提出書類への記名）

第二十条 この規則の規定により会計検査院に提出する書類には、提出する者が記名するものとする。

（公示による送付）

第二十一条 会計検査院は、この規則の規定によると書類の送付を受けるべき者の住所、居所その他送付をすべき場所が知れない場合においては、公示の方法によつて書類の送付をすることができる。

2 公示の方法による送付は、送付すべき書類を送付を受けるべき者にいつでも交付する旨を官報に掲載して行うものとする。

3 会計検査院が前項の規定による掲載をしたときは、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に送付されたものとみなす。

（電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の指定）

第二十二条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）。以下「情報通信技術活用法」という。第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等（同法第三条第八号に規定する申請等をい。以下同じ。）は、この規則の規定により会計検査院に対して行われる申請等（第六条第一項（同条

第三項の規定において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により経由して申請等を行いう場合を含む。)とする。

第二十三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院又は第六条第一項の規定により経由する者の使用に係る電子計算機(出入力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機は、会計検査院又は第六条第一項の規定により経由する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(申請等に係る電子情報処理組織)

規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月一日会計検査院規則第八号)